

分類コード	X-1-1-1-05
保存期間	3年(令和9年12月31日まで)

秋本会 第581号 生企第402号
刑企第184号 交企第136号
備一第127号

令和6年6月21日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

捜査費の適正な執行の確保の徹底について（通達）

捜査費については、「捜査費の適正な執行の確保の徹底について（通達）」（平成22年12月28日付け秋本会第1068号ほか。以下「旧通達」という。）に基づき、各所属において各種機会を捉えて指導・教養を実施するとともに、毎月の執行内容を確認するなど適正な執行の確保に努めているところである。

しかし、捜査費をめぐる不適正事案は、たとえ1件の発生であっても社会的反響が極めて大きく、国民の信頼を基礎として成り立つ警察活動全体に深刻な影響を及ぼすことから、捜査費を執行する所属においては、下記の事項に留意し、引き続き捜査費の適正な執行の確保に万全を期されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 業務管理の徹底

捜査費をめぐる不適正事案の発生要因としては、当事者に起因する問題はもとより、厳守すべき経理手続の基本が徹底されていないなど規範意識の緩みが背景にあることも、過去の発生事案から読み取れる。

取扱者等（取扱者（捜査費を執行する所属の長をいう。以下同じ。）、補助者（捜査費を執行する所属の次長をいう。以下同じ。）及び中間交付者（捜査費を執行する警察本部の課の課長補佐等及び警察署の課長をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、経理手続の基本を厳守するとともに、捜査費の執行を伴う個々の活動を確実に掌握し、次の事項を踏まえた的確な業務管理を推進すること。

- (1) 一般捜査費の申請及び精算に当たっては取扱者が、また、捜査諸雑費の支払伝票の精算に当たっては中間交付者が、当該捜査費を執行しようとし、又は執行した捜査員等と対面した上で行うこと。

この際、特に捜査協力者等との接触又は謝礼の交付を伴う執行については、当該捜査員等から、執行の日時・場所・方法、相手方の人定事項、接触時の状況、執行の対価としての協力内容等を具体的に説明させ、執行状況を把握すること。

- (2) 中間交付者は、捜査員等による捜査諸雑費の執行に関し、執行の形態や金額の大小

にかかわらず、個々の執行内容を当該捜査員等への指揮事項に照らし合わせ、その整合性を十分に確認すること。また、取扱者は捜査諸雑費について、中間交付者が捜査員等による執行内容の確認を適切に行っているか点検するとともに、必要に応じて執行した捜査員等に直接執行時の状況を説明させるなど、所属において適正かつ効果的に執行されているか定期的に確認すること。

- (3) 取扱者及び補助者は、施錠設備を有する金庫に捜査費を保管（手提げ金庫の場合は、更に施錠設備を有するキャビネット等に収納）し、当該金庫等の鍵については、執務室等に放置することなく手元で保管するなど適切に管理すること。また、中間交付者が扱う捜査諸雑費を取扱者及び補助者が、捜査員等が扱う捜査諸雑費を取扱者等が、その保管管理状況を定期的に点検し、執務室の施錠できる机等に保管している場合は、不在時に必ず施錠の上、その鍵を執務室等に放置することなく手元で保管するなど適切に管理させること。

2 身上把握の徹底

取扱者等は、捜査費を執行する捜査員等について、金銭や異性関係の問題兆候の把握に特に留意しつつ、よりきめ細やかな身上把握を徹底すること。また、身上把握により問題兆候が見られた場合には、その問題の正確な把握に努め、必要な指導・助言を行うとともに、問題の解決が図られるまでの間、当該捜査員等を捜査費の執行を伴う業務に従事させないなど、適切な措置を講ずること。

3 捜査費に関する指導・教養の再徹底

取扱者等は、これまでの指導・教養が形式的なものとなっていないかという視点で、その内容等について必要な見直しを行い、捜査費経理の手續及び公金を取り扱うことの責任の重要性について指導・教養を再徹底すること。その際、捜査員等が真に必要な捜査費の執行を躊躇し、捜査等の的確な推進に支障を来すことのないよう、捜査費の適正かつ効果的な執行について具体的に指導・教養を行うこと。

4 会計部門と捜査部門の連携強化

不適正事案を防止するためには、会計監査はもとより、捜査等を担当する各部門において、捜査費の適正かつ効果的な執行を主体的に指導し、その結果を会計部門と共有するなど緊密に連携することが重要である。両部門においては、更なる連携強化を図り、捜査費の適正かつ効果的な執行の確保に向けた取組を徹底すること。

この担当 会計課監査係 (☎ 2 2 4 1 ~ 2 2 4 4)